

2025年9月3日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西晃
(コード番号 6957 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
(TEL 048-615-4000)

会 社 名 YAGEO Corporation
代表者名 Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ

YAGEO Corporation は、本日、「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、YAGEO Corporation (公開買付者完全親会社) が、株式会社芝浦電子 (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年9月3日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」

2025年9月3日

各位

会社名	YAGEO Corporation
代表者名	Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ**

YAGEO Corporation (以下「YAGEO」といいます。)は、YAGEOが2025年2月6日に設立した中間持株会社 YAGEO Electronics Japan 合同会社 (以下「公開買付者」といいます。)を通じて、株式会社芝浦電子 (証券コード:6957、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)を2025年5月9日より開始しております。

今般、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第2項但書に基づき、2025年9月2日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、対象者の普通株式の取得が可能となったことに伴い、公開買付者が2025年5月9日付で提出した公開買付届出書(2025年6月2日付、同年6月17日付、同年6月25日付、同年7月1日付、同年7月15日付、同年8月1日付、同年8月18日、同年8月21日付、同年8月25日付及び同年8月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)及びその添付書類である2025年5月9日付公開買付開始公告(2025年6月2日付、同年6月17日付、同年6月25日付、同年7月1日付、同年8月1日付、同年8月21日付、同年8月25日付及び同年8月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2025年6月17日付、同年6月25日付、同年7月1日付、同年7月15日付、同年8月1日付、同年8月18日付、同年8月21日付、同年8月25日付及び同年8月27日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含み、以下「本公開買付開始公告」といいます。)につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項(買付け等の期間の延長を含みます。)が生じるとともに、本書の訂正届出書を提出することに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月3日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月18日まで延長し、公開買付期間を92営業日に延長することとなったことから、公開買付届出書に訂正すべき事項(買付等の期間の延長を含みます。)が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2025年5月8日付「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2025年6月2日付で公表した「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」、2025年6月17日付で公表した「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年6月25日付で公表した「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年7月1日付「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年7月15日付「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年8

月1日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年8月18日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年8月21日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年8月25日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」及び2025年8月27日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び買付条件等の変更に関するお知らせ」で訂正及び変更された事項を含み、以下「2025年5月8日付公開買付者プレスリリース」といいます。) 及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

記

I. 2025年5月8日付公開買付者プレスリリースの訂正内容

2025年5月8日付公開買付者プレスリリースについて、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

1. 公開買付の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

① 下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025年7月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を經由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年8月1日までに延長する旨の通知を受領しました。その後、公開買付者は、2025年8月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を經由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年9月1日までに再度延長する旨の通知を受領しました。

2025年8月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付

で 2025 年 6 月 2 日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで三度目の届出(以下「第三対内直接投資届出」といいます。)を行い、同日付で受理されました。今後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされます。

<中略>

また、2025 年 8 月 27 日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025 年 8 月 27 日付で 2025 年 6 月 2 日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで第三対内直接投資届出を行い、同日付で受理されました。今後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされます。これに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 8 月 27 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 9 月 10 日まで延長すること(以下「本買付条件変更(11)」)といっています。)となりました。

公開買付者は、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、遅くとも 2025 年 9 月 10 日までに本公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できると見込んでおります。

(訂正後)

<前略>

- ① 下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025 年 2 月 6 日付で、外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025 年 2 月 28 日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025 年 3 月 4 日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025 年 6 月 2 日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025 年 7 月 1 日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第 27 条第 3 項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出に係る待機期間を、2025 年 8 月 1 日までに延長する旨の通知を受領しました。その後、公開買付者は、2025 年 8 月 1 日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第 27 条第 3 項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出に係る待機期間を、2025 年 9 月 1 日までに再度延長する旨の通知を受領しました。2025 年 8 月 27 日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025 年 8 月 27 日付で 2025 年 6 月 2 日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、

上記提示された条件付きで三度目の届出(以下「第三対内直接投資届出」といいます。)を行い、同日付で受理されました。その後、2025年9月2日付で法定の待機期間は短縮され、2025年9月3日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

<中略>

また、2025年8月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付で2025年6月2日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い、日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで第三対内直接投資届出を行い、同日付で受理されました。今後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされます。これに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月27日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月10日まで延長すること(以下「本買付条件変更(11)」)となりました。

その後、第三対内直接投資届出に関し、2025年9月2日付で法定の待機期間が短縮され、2025年9月3日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となったことに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月3日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月18日まで延長すること(以下「本買付条件変更(12)」)となりました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

① 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保
(訂正前)

公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗

的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(訂正後)

公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は92営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は153営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様对本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

① インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

(訂正前)

<前略>

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は92営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業

日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は92営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は153営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

① 日程

(訂正前)

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年9月10日(水曜日)まで(87営業日)
公開買付開始公告日	2025年5月9日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2025年5月9日(金曜日)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年9月18日(木曜日)まで(92営業日)
公開買付開始公告日	2025年5月9日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2025年5月9日(金曜日)

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

2025年9月18日(木曜日)

(訂正後)

2025年9月26日(金曜日)

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<中略>

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(x)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(y)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

さらに、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、外国為替及び外国貿易法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<中略>

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(x)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(y)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

(2) 2025 年 5 月 9 日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

- ① 下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。
- 下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025 年 2 月 6 日付で、外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025 年 2 月 28 日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025 年 3 月 4 日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでしたが、その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025 年 6 月 2 日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025 年 7 月 1 日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第 27 条第 3 項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出に係る待機期間を、2025 年 8 月 1 日までに延長する旨の通知を受領しました。その後、公開買付者は、2025 年 8 月 1 日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第 27 条第 3 項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出に係る待機期間を、2025 年 9 月 1 日までに再度延長する旨の通知を受領しました。
- 2025 年 8 月 27 日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い 2025 年 6 月 2 日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025 年 8 月 27 日付で 2025 年 6 月 2 日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで三度目の届出(以下「第三対内直接投資届出」といいます。)を行い、同日付で受理されました。今後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされます。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- ① 下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。
- 下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及

び外国貿易法の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025年7月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を經由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年8月1日までに延長する旨の通知を受領しました。その後、公開買付者は、2025年8月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を經由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年9月1日までに再度延長する旨の通知を受領しました。

2025年8月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付で2025年6月2日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い、日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで三度目の届出(以下「第三対内直接投資届出」といいます。)を行い、同日付で受理されました。その後、第三対内直接投資届出に関し、2025年9月2日付で法定の待機期間は短縮され、2025年9月3日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びビヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<中略>

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(x)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(y)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

さらに、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条

に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<中略>

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(x)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(y)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<後略>

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けに関する情報を提供するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下、「米国証券取引所法」といいます。）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されないため、本公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14e-5 (b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、本公開買付以外の方法で対象者株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。